

議決案第十七號

尚学校職員の分限に関する年續及び効果に関する條例制定に付て

学校職員の分限に関する年續及び効果に関する條例を次のように定める

昭和二十九年一月二十一日提出

三朝町長 坂出 雅



昭和廿九年一月二十一日

議長 天野 廉



学校職員の手続及び効果に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号以下法)といふ  
第二十八條第三項の規定に基き学校職員の意に及する降任、免職及び休職の  
手続及び効果に關し規定することを目的とする。

(学校職員の範囲)

第二条 この条例で学校職員とは学校教育法(昭和二十一年法律第百二十六号)第一  
條に定めれる学校(入學を除く)校長、副校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、  
師(非常勤の講師を除く)実習助手及び事務職員その他の職員をいう。

(降任、免職、及び休職の手続)

第三条 教育委員会は、法第二十八條第一項第二号の規定する者として職員を降任  
し、若しくは免職する場合又は、同條第二項第一号の規定に該当するものとし  
て職員を休職する場合に於ては、医師二名を指定して、あらかじめ、診断を行わ  
なければならぬ。

2 職員の意に反する降任、若しくは免職の処分は、その旨を記載した書面を当該  
職員に交付して行わなければならない。

(休職の期間)

第四条 法第二十八條第二項第一号の規定に基き休職の期間は法令に別段の定め  
のある場合を除く外、三年をこえない範囲内にありて休養を要する程度に定

じ個々の場合について教育委員が定め  
る。第二十八条第二項第二号の規定による休職の期間は当該刑事事件が裁判  
前に係属する間とする。

(休職の効果)

第5条 休職者は職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職者は、その休職期間中給料の三分一を支給される。

3 結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては前項の規定に  
かかわらず休職の期間の範囲内において三年迄給与の全額を支給する。

第6条 教育委員会は第4条の規定により休職の期間中であつてもその事由が消  
滅したと認めるときは、すみやかに復職を命じなければならぬ。

(この条例実施に附し必要な事項)

第7条 この条例の実施に附し必要な事項は教育委員會規則で定める。

附 則

1 この条例は公布の日から施行する。

2 この条例施行の際現に休職中の学校職員の身分取扱については従前の  
例による。

3 本条例の適用に関する条例(昭和二十八年三朝附条例第五号)中学校職員の分  
限に関する条及が効果に関する条例は廃止する。